19　各旗国は、14から17までの規定に従って必要とされる報告につき、その受信後できる限り速やかに、遅くとも漁業監視センターが報告及び通報を受信した後二十四時間以内に、当該報告の写しを事務局長に提供する。

20　各旗国は、事務局長に送信する報告及び通報が付表三に規定するデータの交換の様式に従っていることを確保する。

船舶の移動及び採捕量についての通報

21　各締約国は、条約水域において漁獲を行う許可を与えられ、かつ、漁獲に従事する自国の漁船及び漁業調査船が、船舶監視システム又は他の適当な方法で、自己の移動及び採捕量についての報告を当該締約国の権限のある当局及び、当該締約国が希望する場合には、事務局長に通報することを確保する。報告の時期及び内容については、次の(a)から(c)までの規定に従うものとする。

(a)　入域の報告

この報告は、条約水域に入る前十二時間以内に、かつ、六時間前までに行うものとし、また、当該報告には、入域の日、時刻、船舶の地理的位置及び船内の種（国際連合食糧農業機関の3アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとの生魚重量（キログラム）での漁獲量を含める。

(b)　採捕量の報告

この報告は、毎月末日に又は当該締約国の必要に応じより頻繁に、種（国際連合食糧農業機関の3アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとに生体重量（キログラム）で行う。

(c)　出域の報告

この報告は、条約水域から出る前十二時間以内に、かつ、六時間前までに行うものとし、また、当該報告には、出域の日、時刻、船舶の地理的位置、漁獲日数及び条約水域における漁獲開始の後又は最後の採捕量の報告の後における種（国際連合食糧農業機関の3アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとの生魚重量（キログラム）での採捕量を含める。

資源評価に寄与するための科学的な監視及び情報収集

22　各締約国は、条約水域内において操業し、かつ、他の権限のある地域的な漁業機関の保存及び管理のための制度の対象となっていない種を漁獲対象種としている自国のすべての漁船が、資格を有する科学視察員を乗船させることを確保する。旗国は、関連するデータを科学委員会が指定する様式に従い事務局長に送付することを確保する。

23　各締約国は、自国の旗を掲げる船舶に関し、条約水域から出た後三十日以内に22に規定するデータを提出することを義務付ける。当該締約国は、集計される前の個々のデータの秘密性を保持する必要性を考慮しつつ、可能な限り速やかに事務局長に情報の写しを提供する。

24　22及び23に規定するデータは、この暫定的措置の効力発生の後六箇月以内に、最大限可能な範囲で、旗国から適切に任命された視察員が収集し、及び検証する。

非締約国の船舶の視認

25　締約国の旗を掲げる漁船は、条約水域において非締約国の旗を掲げる船舶により行われている可能性がある漁獲活動に関する情報について、自己の旗国に報告するものとする。この情報には、特に次のものを含める。

(a)　船名

(b)　船舶の登録番号

(c)　船舶の旗国

(d)　視認した船舶に関するその他の関連する情報

26　各締約国は、この情報をできる限り速やかに事務局長に提出する。事務局長は、参考のため及び南東大西洋漁業機関の次の年次会合における検討のため、締約国にこの情報を送付する。

最終規定

27　南東大西洋漁業機関保存措置第一号（二千五年）は、この措置の効力発生の時に効力を失う。

付表一　魚種コード

国際連合食糧農業機関の3アルファ・コード	種	ラテン名
ALF	きんめだい	ベリシダエ科
HOM	まあじ	トラクルス属に属する種
MAC	さば	スコムベル属に属する種
ORY	ひうちだい	ホプロステスス属に属する種
SKA	がんぎえい	ラジダエ科
SKH	さめ	セラチョモルファ目
EDR	くさかりつぼだい	プセウドペンタセロス属に属する種
CDL	やせむつ	エピゴヌス属に属する種
CGE	ディープシー・レッド・クラブ	チャセオン・マリタエ
OCZ	たこ	オクトポジダエ科
SQC	いか	ロリギニダエ科
TOP	めろ	ディソスティクス・エレギノイデス
HKC	ヘイク	メルルシウス属に属する種
WRF	レックフィッシュ	ポリプリオン・アメリカヌス
ORD	おおめまとうだい	オレソマチダエ科

付表二　採捕量についての報告の様式

条約水域における採捕量に関する「報告」

データの要素	分野符号	必須(M)／選択(O)	注釈
記録の開始	SR	M	システムの詳細　記録の開始を示す。
あて先	AD	M	通報の詳細　送付先XSEは南東大西洋漁業機関を示す。
送付元	FR	M	通報の詳細　報告を送信する締約国